

# 防火対象物には火災予防のため 防火管理者の選任が必要です

消防本部予防課  
☎975-2119

## 防火管理者が必要な建物

- ① 火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等がある建物は、収容人員が10人以上のものが該当します。
- ② 劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物は収容人数が30人以上のもの（①を除く）が該当します。
- ③ 共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの建物は収容人数が50人以上のものが該当します。

## 防火管理者制度

一定規模以上（前記①②③）の建物では、防火管理の実施が消防法第8条で義務づけられています。

消防法で定められている内容を要約すると、「多数の者を収容する建物の管理について権限を有する者は、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、防火管理を実行するために必要な事項を「防火管理に係る消防計画」とし

て作成させ、この計画に基づいて防火管理上必要な業務を行わせなければならない。」となります。

また、防火管理者を選任していない場合または防火管理業務を適正に実施していない場合には、消防法違反となり、処分を受けることがあります。

## 防火管理者とその業務

防火管理者は次のような業務を確実にこなさなければなりません。

- 「防火管理に係る消防計画」の作成
- 火災、地震、その他災害が発生した場合における消火、通報及び避難訓練の実施
- 消防用設備の点検・整備
- 火気の使用または取扱いに関する監督
- 避難または防火管理上必要な構造及び設備の維持管理
- 収容人数の整理
- その他防火管理上必要な業務

## 『炭酸ナトリウム過酸化水素付加物』が 危険物に追加されました

「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の規制に関する規則」の一部が改正され、これまで非危険物として消防法令等の規制対象外であった「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」が、消防法上の第二類の危険物として追加されました。

炭酸ナトリウム過酸化水素付加物は、酸素系の漂白剤として広く一般に流通しており、貯蔵又は取り扱う数量（次表）によっては、消防法に基づく許可又はうるま市火災予防条例に基づく届け出（経過措置あり）が必要となります。

## 炭酸ナトリウム過酸化水素付加物とは？

一般的には漂白剤、除菌剤、消臭剤等、生活必需品として使われている商品に含まれています。

【注意】同じ用途の製品であっても、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を主成分としないものがあります。

| 性 質          | 指 数     | 規 制 概 要                                                                                  |
|--------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種<br>酸化性固体 | 50kg    | 50kg以上貯蔵又は取扱う場合には、消防法に基づく市町村長等の許可が必要。<br>10kg以上50kg未満貯蔵又は取扱う場合には、火災予防条例に基づく届出が必要。        |
| 第二種<br>酸化性固体 | 300kg   | 300kg以上貯蔵又は取扱う場合には、消防法に基づく市町村長等の許可が必要。<br>50kg以上300kg未満貯蔵又は取扱う場合には、火災予防条例に基づく届出が必要。      |
| 第三種<br>酸化性固体 | 1,000kg | 1,000kg以上貯蔵又は取扱う場合には、消防法に基づく市町村長等の許可が必要。<br>300kg以上1,000kg未満貯蔵又は取扱う場合には、火災予防条例に基づく届出が必要。 |